

除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。」を

第二項	又は第四十二条の十一第三項	、第四十二条の十一第三項又は旧効力措置法第四十二条の五第三項
第三項	若しくは第四十二条の十一第四項	、第四十二条の十一第四項若しくは旧効力措置法第四十二条の五第四項

2 新租税特別措置法第四十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第六十四条 新租税特別措置法第四十四条第一項の規定は、法人が平成二十四年四月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。)をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、法人の同日前に開始しかつ、同日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第四十四条第一項の規定の適用については、同項中「当該事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十四年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間」とする。

- 2 法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第四十四条の二第一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。
- 3 旧租税特別措置法第四十四条の二第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた法人が取得等を

する同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

4 新租税特別措置法第四十四条の四（第一項に係る部分に限る。）の規定は、法人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

（法人の準備金に関する経過措置）

第六十五条 旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の平成二十四年四月一日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条（第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項		第六十八条の四十五第一項
第六十八条の四十五第一項	第六十九条の四十五第一項	経済社会の構造の変化に対応した 租税の構築を図るための所得税法 等の一部を改正する法律（平成二 十三年法律第 号）附則第八 十二条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとされる同法 第十九条の規定による改正前の租 税特別措置法（以下この条におい て「旧効力措置法」という。）第六 十八条の四十五第一項
第七項まで	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五 第一項
前段	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五 第一項

			第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十三項	第五十五条の六第二項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第五十五条の六第二項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十四項	第六十八条の四十五第一項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
第十五項	第五十五条の六第二項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項
	第六十八条の四十五第一項	第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

2) 旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が新租税特別措置法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、当該特別修繕準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3) 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（附則

- 第八十二条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。) 又は前事業年度(当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合は、その前日を含む連結事業年度)終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額(同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。)がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。)を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。
- 4 第二項の規定の適用を受ける法人が次の各号に掲げる場合(適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産(同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。)を移転した場合を除く。)に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度(第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む事業年度)の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 一 準備金設定資産について特別の修繕(第二項に規定する修繕をいう。次号において同じ。)を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなつた場合(次号に該当する場合を除く。) その行わないこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 三 合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 四 解散した場合(合併により解散した場合を除く。) その解散の日における特別修繕準備金の金額
- 五 第二項、前各号、次項及び第六項の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額
- 5 第二項の規定の適用を受ける法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日(同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日)以後三年(当該法人が中小企業者である場合には、九年)を経過する日までに青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基準となつた事実のあった日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合は、同日)における特別修繕準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日

を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該特別修繕準備金の金額については、第二項前項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

6 | 第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

7 | 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 | 第二項の規定の適用を受ける法人が適格合併により合併法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第六項前段に規定する場合を除く。）には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引き継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

9 | 前項又は附則第八十二条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10 | 第八項又は附則第八十二条第六項の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）のその適格合併の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事

業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第六項の規定により当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格合併の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11 第二項の規定の適用を受ける法人が適格分割により分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第八項前段に規定する場合を除く。）には、その適格分割直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格分割の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格分割の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、当該適格分割の日を含む事業年度開始の日から当該適格分割の日の前日までの期間の月数）」とする。

13 第十一項又は附則第八十二条第八項の場合において、これらの規定の分割承継法人（その適格分割後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格分割の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

14 第十一項又は附則第八十二条第八項の分割承継法人（その適格分割後において連

結法人に該当するものを除く。）のその適格分割の日を含む事業年度以後の各事業年度（当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第八項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格分割の日を含む事業年度にあっては、同日から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

16 第二項の規定の適用を受ける法人が適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合（附則第八十二条第十一項前段に規定する場合を除く。）には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する第二項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

17 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける法人のその適格現物出資の日を含む事業年度（同日が当該法人の事業年度開始の日である場合の当該事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各事業年度の月数」とあるのは、「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあっては、当該適格現物出資の日を含む事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

第十五項又は附則第八十二条第十一項の場合において、これらの規定の被現物出資法人（その適格現物出資後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格現物出資の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、

当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

18 第十五項又は附則第八十二条第十一項の被現物出資法人（その適格現物出資後に
おいて連結法人に該当するものを除く。）のその適格現物出資の日を含む事業年度
以後の各事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当す
る場合には、当該連結事業年度後の各事業年度）に係る第二項の規定の適用につい
ては、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十五項又は同条第十一項の規定
により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含む
ものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特
別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各事業年度の月数を乗じてこれを
四十八（当該法人が中小企業者である場合には、百二十）で除して」とあるのは、
「当該各事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む事業年度にあっては、同日
から同日を含む事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当
該法人が中小企業者である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月
一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業
年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）から当該適
格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とす
る。

（商工組合等の留保所得の特別控除に関する経過措置）

第六十六条 旧租税特別措置法第六十一条第一項に規定する法人の平成二十四年四月
一日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十七条 新租税特別措置法第六十二条第八項の規定は、平成二十五年一月一日以
後に法人に対して行う新国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限
る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第三十九条第一
項に規定する経過措置調査等に係るものを除く。）について適用する。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十二条第八項の法人に
対して行つた旧法人税法第一百五十三条（旧法人税法第一百五十五条において準用する
場合を含む。）の規定による質問又は検査（附則第二十五条に規定する経過措置調
査に係るもの）については、なお従前の例による。

（国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置）

- 第六十八条** 新租税特別措置法第六十六条の四第八項、第十項（第九項に係る部分を除く。）及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同項に規定する法人につき同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該法人に對して当該調査に係る旧法人税法第一百五十三条又は旧法人税法第一百五十五条において準用する旧法人税法第一百五十三条の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を除く。）について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第八項に規定する同種の事業を営む者に対しても同項の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るもの）を含む。）については、なお従前の例による。
- 2** 新租税特別措置法第六十六条の四第九項及び第十項（第九項に係る部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。
- 3** 新租税特別措置法第六十六条の四第十六項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。
- 4** 新租税特別措置法第六十六条の四第十七項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十六条の四第十五項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。
- 5** 新租税特別措置法第六十六条の四第二十項の規定は、施行日以後に同条第十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。
- 6** 施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十六条の四第十二項の規定の適用については、同項中「第六項まで及び第九項」とあるのは、「第六項まで」とする。
- （中小企業者等である連結法人の法人税率の特例に関する経過措置）**
- 第六十九条** 旧租税特別措置法第六十八条の八第一項の表の第一欄に掲げる連結親法人又は同条第二項に規定する協同組合等である連結親法人の平成二十四年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項及び第二項中「終了する各連結事業年度」とあるのは、「終了する各連結事業年度（同年四月一日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度を含む。）」とする。

(連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十条 新租税特別措置法第六十八条の九第十四項及び第十五項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等（期限後申告書を除く。以下同じ。）の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条 新租税特別措置法第六十八条の九の二第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

（連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした日租税特別措置法第六十八条の十一第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第六十八条の九、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下の条において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九、新租税特別措置法第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、新租税特別措置法第六十八条の十一第二項
-----	------------------------------------	---

第六十八条の十三、第六十 八条の十四第二項、第三項 及び第五項、第六十八条の 十五第二項、第三項及び第 五项並びに第六十八条的 五の二	第五項	第四項	第三項	新租税特別措置法第六十八条の十一 、新租税特別措置法第六十八条 の十四第二項、第三項及び第五項 、新租税特別措置法第六十八条 十五第二項、第三項及び第五項並 びに新租税特別措置法第六十八条 の十五の二
第六十八条の九第十一項（ 前条第七項）	第六十八条の九第十一項（ 次条第五項、第六十八条の 十一第五項）	第四十二条の五第二項	次条第二項	新租税特別措置法第六十八条の十 二項
第六十八条の十三第四項 第六十八条の十四第五項、 第六十八条の十五第五項、 第六十八条の百第一項及び 第六十八条の百八第一項	新租税特別措置法第六十八条の九 第一項（新租税特別措置法第六 八条の九の二第七項）	新租税特別措置法第六十八条の九 第五項、新租税特別措置法第六 八条の十一第五項	新租税特別措置法第六十八条の九 第一項（新租税特別措置法第六 八条の九の二第七項）	新租税特別措置法第六十八条の十 三第四項、新租税特別措置法第六 八条の十四第五項、新租税特別 措置法第六十八条の十五第五項、 新租税特別措置法第六十八条の百 第一項

				第一項及び新租税特別措置法第六十八条の百八第一項
			第四十二条の五第二項	旧効力措置法第四十二条の五第二項
		第十二項	同法第一条第三十一号	法人税法第二条第三十一号
		第十三項	第四十二条の五第三項	旧効力措置法第四十二条の五第三項
		第十四項	又は租税特別措置法第六十八条の十第二項	又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置法」という。)第六十八条の十第二項
	第十第五項(一)	十八条の十第二項	並びに租税特別措置法第六十八条の十第二項	並びに旧効力連結措置法第六十八条の十第二項
	「租税特別措置法第六十八 条の十第五項(一)		「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力連結措置	

法」という。) 第六十八条の第十
五項(一)

租税特別措置法第六十八条
の十第五項」

及び租税特別措置法第六十
八条の十第五項

旧効力連結措置法第六十八条の十
五項(一)

及び旧効力連結措置法第六十八条
の十第五項

(連結法人がエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法
人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十三条 前条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十
の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる
字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項

第六十八条の十五の二】

第六十八条の十五の一並びに經濟
社会の構造の変化に対応した税制
の構築を図るための所得税法等の
一部を改正する法律(平成二十三
年法律第一号)附則第七十二
条の規定によりなおその効力を有
するものとされる同法第十九条の
規定による改正前の租税特別措置
法(以下この項及び次項において
「旧効力措置法」という。)第六
十八条の十第二項、第三項及び第
五項

調整前連結税額の百分の二
十に相当する金額

調整前連結税額の百分の二十に相
当する金額(旧効力措置法第六十
八条の十第二項の規定により当該
供用年度の連結所得に対する調整

(中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十四条 新租税特別措置法第六十八条の十一第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十二第一項に規定する事業基盤強化設備等については、なお従前の例による。

2) 旧租税特別措置法第六十八条の十二第五項に規定する連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が平成二十四年四月一日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十六条 新租税特別措置法第六十八条の十三第六項及び第七項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十七条 新租税特別措置法第六十八条の十四第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十八条

新租税特別措置法第六十八条の十五第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十九条

新租税特別措置法第六十八条の十五の二第四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 附則第七十二条の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 次の各号に掲げる規定

次の各号に掲げる規定（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の第十第二項又は第三項の規定を含む。以下この条において同じ。）

当該各号に定める金額を

当該各号に定める金額（旧効力措置法第六十八条の十第二項又は第三項の規定にあつては、それぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控

第二項	又は第六十八条の十五第三項	、第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十第三項	除した金額の合計額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を
第三項	若しくは第六十八条の十五第四項	、第六十八条の十五第四項若しくは旧効力措置法第六十八条の十第四項	
第四項		は旧効力措置法第六十八条の十第四項	

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第八十一条 新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をする同条第一項に規定する集積産業用資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する集積産業用資産については、なお従前の例による。この場合において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の二十第一項の規定の適用については、同項中「当該連結事業年度の指定期間」とあるのは、「平成二十四年四月一日から当該連結事業年度終了の日までの期間」とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の二十第一項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額とする。第三号及び第四項を除き、以下この条において同じ。）を

一項に規定する事業革新設備については、なお従前の例による。

3)

旧租税特別措置法第六十八条の二十一第二項第一号に規定する資源生産性革新計画に係る同号に規定する認定又は同項第二号に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画に係る同号に規定する認定を平成二十四年四月一日前に受けた連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得等をする同項に規定する資源需給構造変化対応設備等については、同条（同項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

4)

新租税特別措置法第六十八条の二十五（第一項に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日以後に取得又は製作をする同項に規定する特定農産加工品生産設備について適用する。

（連結法人の準備金に関する経過措置）

第八十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八条の四十五第一項の表の各号の上欄に掲げるものに該当するものの平成二十四年四月一日以後に開始する各連結事業年度の連結所得の金額の計算については、同条（第三項から第五項まで及び第十項から第十五項までに係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第五十五条の六第一項
第四項及び 第五十五条の六第一項	旧効力措置法第五十五条の六第一項

			第五項
第十一項	「第五十五条第六第一項」とあるのは「第五十五条第六第二項」	「第五十五条第六第一項」とあるのは「第五十五条第六第二項」	第五十五条规定法第六第一項
第五十五条第六第一項	「同条第十一項」とあるのは「第五十五条第六第十一項」	第六十八条の四十五第二項	旧効力措置法第五十五条第六第一項
旧効力措置法第五十五条第六第一項	「同条第十一項」とあるのは「旧効力單体措置法第五十五条第六第一項」	経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第六十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力単体措置法」という。)第六十八条の四十五第二項	旧効力措置法第五十五条第六第一項

第十二項	第六十八条の四十五第二項	旧効力連結措置法第六十八条の四	項
第五十五条の六第十二項	第五十五条の六第一項	旧効力單体措置法第五十五条の六	十五第二項
第十三項	第六十八条の六第一項	旧効力連結措置法第五十五条の六第一項	第十二項
第十四項	第五十五条の六第十四項	旧効力単体措置法第五十五条の六	十五第二項
		旧効力連結措置法第六十八条の四	
		第十四項	

2) 旧租税特別措置法第六十八条の五十八第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（同条第一項第二号から第四号までに掲げる固定資産について行う同項第二号から第四号までに定める修繕に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該連結親法人又はその連結子法人が、新租税特別措置法第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人に該当する連結親法人又は連結子法人（以下この条においてそれぞれ「中小連結親法人」又は「中小連結子法人」という。）である場合には、十年）以内の日を含む各連結事業年度において、当該特別修繕準備金の金額に当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して計算した金額（次項において「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3) 前項の場合において、四年等均等取崩金額が当該連結事業年度終了の日における

- 特別修繕準備金の金額（その日までに同項に規定する特別修繕準備金の金額に次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額）附則第六十五条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、その前日を含む事業年度）終了の日までに前項の規定により益金の額に算入された金額（同条第二項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を超えるときは、当該四年等均等取崩金額は、当該特別修繕準備金の金額とする。
- 4 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、次の各号に掲げた場合（適格合併、適格分割又は適格現物出資により、準備金設定資産（同項の特別修繕準備金に係る同項に規定する固定資産をいう。以下この条において同じ。）を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第三号に掲げる場合にあっては、合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
- 一 準備金設定資産について特別の修繕（第二項に規定する修繕をいう。次号に該当する場合を除く。）を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 二 準備金設定資産について特別の修繕を行わないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）を完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 三 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあっては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（第六項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に準備金設定資産を移転した場合 当該合併の直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額
- 四 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の破産手続開始の決定による解散にあってはその破産手続開始の決定の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。） その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する特別修繕準備金の金額
- 五 第二項及び前各号の場合以外の場合において特別修繕準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における特別修繕準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを「一月」とする。

6 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格合併（連結

子法人が被合併法人となる適格合併にあっては、その適格合併の日がその連結親法
人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に準備金
設定資産を移転した場合には、その適格合併直前における特別修繕準備金の金額は、
当該合併法人に引き継ぐものとする。この場合において、その合併法人が引継ぎ
を受けた特別修繕準備金の金額は、当該合併法人がその適格合併の日において有す
る同項の特別修繕準備金の金額（当該合併法人の当該適格合併の日を含む事業年度
が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の
金額）とみなす。

7 前項又は附則第六十五条第八項の合併法人（その適格合併後において連結法人に
該当するものに限る。）のその適格合併の日を含む連結事業年度以後の各連結事業
年度（当該適格合併の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、當
該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規
定する特別修繕準備金の金額は、前項又は同条第八項の規定により当該合併法人が
有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合におい
て、当該合併法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第
二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はそ
の連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で
除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格合併の日を含む連結
事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数
）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法
人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四
月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始す
る事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日））から当
該適格合併の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とす
る。

8 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格分割により
分割承継法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格分割直前における當
該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐも
のとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた特別修繕準備金
の金額は、当該分割承継法人がその適格分割の日において有する同項の特別修繕準

9 | 備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格分割の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、

当該適格分割の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、

当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度に該当しない場合は、当該事業年度後各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、

同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第八項又は同条第十一項の規定により当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。

この場合において、当該分割承継法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格分割の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格分割の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

11 | 第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人が、適格現物出資により被現物出資法人に準備金設定資産を移転した場合には、その適格現物出資直前における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人に引き継ぐものとする。この場合において、その被現物出資法人が引き継ぎを受けた特別修繕準備金の金額は、当該被現物出資法人がその適格現物出資の日において有する同項の特別修繕準備金の金額（当該被現物出資法人の当該適格現物出資の日を

含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、附則第六十五条第二項の特別修繕準備金の金額）とみなす。

12 前項の場合において、第二項の規定の適用を受ける連結親法人又はその連結子法人のその適格現物出資の日を含む連結事業年度（同日が当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度開始の日である場合の当該連結事業年度を除く。）については、当該適格現物出資の日の前日を当該連結事業年度終了の日とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該各連結事業年度の月数」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、当該適格現物出資の日を含む連結事業年度開始の日から当該適格現物出資の日の前日までの期間の月数）」とする。

13 第十一項又は附則第六十五条第十五項の被現物出資法人（その適格現物出資後ににおいて連結法人に該当するものに限る。）のその適格現物出資の日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度（当該適格現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度後の各連結事業年度）に係る第二項の規定の適用については、同項に規定する特別修繕準備金の金額は、第十一項又は同条第十五項の規定により当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額を含むものとする。この場合において、当該被現物出資法人が有するものとみなされた特別修繕準備金の金額については、第二項中「当該各連結事業年度の月数を乗じてこれを四十八（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十）で除して」とあるのは、「当該各連結事業年度の月数（当該適格現物出資の日を含む連結事業年度にあっては、同日から同日を含む連結事業年度終了の日までの期間の月数）を乗じてこれを四十八月（当該連結親法人又はその連結子法人が、中小連結親法人又は中小連結子法人である場合には、百二十月）から経過期間（平成二十四年四月一日以後最初に開始する連結事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度開始の日）から当該適格現物出資の日の前日までの期間をいう。）の月数を控除した月数で除して」とする。

（連結法人が使途秘匿金の支出をした場合の課税の特例に関する経過措置）

第八十三条 新租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の規定は、平成二十五年一月一日以後に連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対する行う新国税通則法第七十四条の二（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（附則第三十九条第一項に

規定する経過措置調査等に係るものと除く。)について適用する。

- 2| 平成二十四年十二月三十一日以前に旧租税特別措置法第六十八条の六十七第七項の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人に対して行つた旧法人税法第一百五十三条(旧法人税法第一百五十五条において準用する場合を含む。)の規定による質問又は検査(附則第二十五条に規定する経過措置調査に係るものと含む。)については、なお従前の例による。

(連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に関する経過措置)

- 第八十四条 新租税特別措置法第六十八条の八十八第八項、第十項(第九項に係る部分を除く。)及び第十一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同項に規定する連結法人につき同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該連結法人に対して当該調査に係る旧法人税法第一百五十三条又は旧法人税法第一百五十五条において準用する旧法人税法第一百五十三条の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものと除く。)について適用し、同日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第八項に規定する同種の事業を営む者に対して行つた同項の規定による質問又は検査(経過措置調査に係るものと含む。)については、なお従前の例による。

- 2| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第九項及び第十項(第九項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第九項に規定する帳簿書類について適用する。

- 3| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十七項の規定は、施行日以後に国税通則法第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する法人税について適用する。

- 4| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第十八項の規定は、施行日以後に同項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項各号に定める期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

- 5| 新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十一項の規定は、施行日以後に同条第十八項各号に定める期限又は日が到来する法人税について適用する。

- 6| 施行日から平成二十四年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の八十八第二十三項の規定の適用については、同項中「第六項まで及び第九項」とあるのは、「第六項まで」とする。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第八十五条 新租税特別措置法第六十九条の五第一項、第七十条の三第一項から第三項まで、第七十条の四第三項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項の規定は平成二十四年一月一日以後の贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(酒税等の特例に関する経過措置)

第八十六条 新租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十一年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する新国税通則法第七十四条の四第一項又は第七十四条の五第二号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの人者に対して当該調査に係る旧租税特別措置法第八十七条の八第四項、第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項の規定（以下この項において「旧法の規定」という。）において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を除く。）について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行った旧法の規定において準用する旧酒税法第五十三条第一項又は旧揮発油税法第二十六条及び旧地方揮発油税法第十四条の二の規定による質問、検査又は採取（経過措置調査に係るもの）を含む。）については、なお従前の例による。

21 新租税特別措置法第八十八条の七第九項、第八十九条の二第十項、第八十九条の三第四項、第八十九条の四第二項、第九十条第四項及び第九十条の二第二項（これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分に限る。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(石油石炭税の税率の特例に関する経過措置)

第八十七条 この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十四年四月一日前に課した、又は課すべきであった石油石炭税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間に、原油（石油石炭税法第二条第一号に規定する原油をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素（同法第二条第三号に規定するガス状炭化水素をいう。以下この条において同じ。）若しくは石炭（同法第二条第四号に規定する石炭をいう。以下この条において同じ。）の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品（同法第二条第二号に規定する石油製品をいう。以下この条において同じ。）、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、同法第九条及び新租税特別措置法第九十条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき一千二百九十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千三百四十円

三 石炭 一トンにつき九百二十円

3 平成二十五年十月一日から平成二十七年九月三十日までの間に、原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法第九条及び新租税特別措置法第九十条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千五百四十円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千六百円

三 石炭 一トンにつき千百四十円

4 平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十一条第三項（同法第十一條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同法第十一条第三項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

5 平成二十五年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は

石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

6 平成二十七年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素又は石炭で、石油石炭税法第十条第三項の届出又は承認に係るもの（当該届出又は承認に係る同項各号に掲げる日が同月一日以後に到来するものに限る。）について、同項各号に掲げる日までに同項に規定する書類が提出されなかつた場合における当該原油、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、新租税特別措置法第九十条の三の二の規定を適用する。

7 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十四年四月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第二項の規定を適用する。

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十二条第一項及び第二項	同法第十二条第四項
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十三条第三項	同法第十三条第五項において準用する 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十五条第二項、第十六条第二項又は第十七条第四項
租税特別措置法第九十条の四第一項	同法第九十条の四第七項

租税特別措置法第九十条の四の二第一項

租税特別措置法第九十条の四の三第一項

同法第九十条の四の二第五項

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第十条の三第二項又は第十二条第二項（これらの規定を日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第三条第二項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第十条の三第一項（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十九年法律第百四十九号）第三条第一項において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十七年法律第百十一号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和二十二年法律第百二号）第七条（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律第四条において準用する場合を含む。）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互

防衛援助協定の実施に伴う関税法等の
臨時特例に関する法律（昭和二十九年
法律第百十二号）第二条第一項

8

前項の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により石油石炭税の免除を受けて平成二十五年十月一日前にその採取場から移出された原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られた原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭について、同日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなる場合における当該原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素又は石炭に係る石油石炭税の税額については、第三項の規定を適用する。

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減に関する経過措置)

第八十八条 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第九十条の三の三第一項及び第五項の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第八十七条第二項」と、同条第五項中「前条第三号に定める税率」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第八十七条第二項第三号に定める税率」とする。

21 平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「第十八条の二」第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」と、「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十一条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、

同法」とあるのは「同法」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条规定の三第一項及び第二項」と、「とどう。」を同項」とあるのは「とどう。」を同法第九十条の三第三第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等）とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石油」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」とあるのは「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」とあるのは「苛性ソーダ製造用特定石炭」と、同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同条第三項中「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二）とあるのは「第二十二条（第一項第二号及び第四号並びに第三項）と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「石油石炭税法第二十一条に」とあるのは「同法第二十一条に」と、「同法第二十四条」とあるのは「同法第二十五条」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第二百二十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（特定の石油製品を特定の運送の用に供した場合の石油石炭税の還付に関する経過措置）

第八十九条 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第九十条の三の四第一項の規定の適用については、同項本文中「第九十条の三の二第一号に定める税率」とあるのは、「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所定の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一号）附則第八十七条第二項第一号に定める税率」とする。

2 平成二十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間ににおける新租税特別措置法第九十条の三の四第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び

二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」とあるのは、「第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」と、「石油石炭税法第二十二条中」とあるのは「同法第二十二条中」と、「この条」とあるのは「この条並びに第二十三条第一項及び第二項」と、「という。」を同項」とあるのは「「といふ。」を同法第九十条の三の四第一項」と、「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等）とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する石油製品）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「同法第二十二条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同項第三号中「原油等又は前号に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等」と、同条第四項中「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二）とあるのは「第二十三条（第一項第一号及び第四号、第三項並びに第四項）と、「準用される同項」とあるのは「準用される前項」と、「準用される石油石炭税法」とあるのは「準用される同法」と、「石油石炭税法第二十二条中」と、「第五号に係る部分に限る」とあるのは「第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く」と、「第二十五条第一項並びに国税通則法第一百一十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百一十九条」とあるのは「第二十六条第一項」とする。

（石油石炭税の特例に関する経過措置）

第九十条 新租税特別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九十条の六の一第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項（これららの規定中新國税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新國税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定（以下この項において「新法の規定」という。）は、平成二十五年一月一日以後に新法の規定に規定する者に対して行う新法の規定において準用する新國税通則法第七十四条の五第四号の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る旧租

税特別措置法第九十条の四の二第二項若しくは第九十条の六の二第五項又は附則第八十八条第二項若しくは附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項の規定(以下この項において「旧法の規定」という。)において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取を行つたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るものを除く。)について適用し、同日前に旧法の規定に規定する者に対して行つた旧法の規定において準用する旧石油石炭税法第二十三条の規定による質問、検査又は採取(経過措置調査に係るもの)を含む。)については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第九十条の四の二第一項若しくは第九十条の六の二第五項又は租税特別措置法第九十条の三の三第二項若しくは第九十条の三の四第三項(これらの規定中新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。)の規定を準用する部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第九十一条 第二十条の規定による改正後の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(以下この条において「新輸徴法」という。)第二十二条第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(同日前から引き続き行われている調査(同日前に当該者に対して当該調査に係る第二十条の規定による改正前の輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(以下この項において「旧輸徴法」という。)第二十二条第一項の規定による質問又は検査を行つていたものに限る。以下この項及び第三項において「経過措置調査」という。)に係るもの)を除く。)について適用し、同日前に旧輸徴法第二十二条第一項に規定する者に対して行つた質問又は検査(経過措置調査に係るもの)を含む。)については、なお従前の例による。

2 新輸徴法第二十二条第二項、第四項(同条第二項に係る部分に限る。)及び第六項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

3 新輸徴法第二十二条第五項及び第六項(同条第五項に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求(経過措置調査に係るもの)を除く。)について適用す

(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十二条 第二十二条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第五条第一項及び第三項の規定は、平成二十五年一月一日以後に同条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該義務がある者に対して当該調査に係る第二十二条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものを除く。）について適用し、同日前に第二十二条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第五条第一項に規定する国外送金等調書を提出する義務がある者に対して行つた質問又は検査（経過措置調査に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

2 新国外送金等調書法第五条第二項、第四項（第二項に係る部分に限る。）及び第五項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される同条第二項に規定する物件について適用する。

(一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 第二十二条の規定による改正後の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（次項において「新特別措置法」という。）第十九条第一項（新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八（新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。）の規定を準用する部分を除く。）の規定は、平成二十五年一月一日以後に同項において準用する新国税通則法第七十四条の五第一号イからニまでに規定する者に対して行う同条の規定による質問、検査、提示若しくは提出の要求又は採取（同日前から引き続き行われている調査（同日前にこれらの者に対して当該調査に係る第二十二条の規定による改正前の一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（以下この項において「旧特別措置法」という。）第十九条第一項の規定による質問、検

査又は採取を行つてしたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。)に係るもの(を除く。)について適用し、同日前に旧特別措置法第十九条第一項各号に規定する者に対しで行った同項の規定による質問、検査又は採取(経過措置調査に係るもの(を含む。))については、なお従前の例による。

2 新特別措置法第十九条第一項(新国税通則法第七十四条の七及び第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分に限る。)の規定を準用する部分に限る。)の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出される新国税通則法第七十四条の七に規定する物件について適用する。

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第九十四条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第十五条 法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間(当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。)を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。)において生じた繰戻対象震災損失金額(当該各事業年度又は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産(同法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。)その他の政令で定める資産(次条第一項において「棚卸資産等」という。)について生じた損失の額で政令で定めるもの(仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)に達するまでの金額をいう。以下の条において同じ。)がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間(以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。)開始の日前二年以内に開始したいすれかの事業年度(震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附

(震災損失の繰戻しによる法人税額の還付)

第十五条 法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第七十二条第一項に規定する期間(当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書(以下この条及び次条において「仮決算の中間申告書」という。)を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。)において生じた繰戻対象震災損失金額(当該各事業年度又は中間期間において生じた同法第七十四条第一項第一号又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、東日本大震災により棚卸資産、固定資産(同法第二条第二十二号に規定する固定資産をいう。)その他の政令で定める資産(次条第一項において「棚卸資産等」という。)について生じた損失の額で政令で定めるもの(仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)に達するまでの金額をいう。以下の条において同じ。)がある場合には、当該法人は、当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る事業年度又は中間期間(以下この項及び第三項において「震災欠損事業年度」という。)開始の日前二年以内に開始したいすれかの事業年度(震災欠損事業年度が同法第八十条第一項各号に掲げる事業年度に該当する場合には、当該各号に定める事業年度を除く。)の所得に対する法人税の額(国税通則法第二条第四号に規定する附

帶税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他の政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いすれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2-7 省略

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の連結中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各連結事業年度又は中間期間において生じた同法第八十一条の二十二第一項第一号又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により第十五条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額（仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結親法人は、当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署

帶税の額を除くものとし、法人税法第六十八条（同法第百四十四条において準用する場合を含む。）又は第六十九条から第七十条の二までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の四第十一項（同法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第八項又は第六十三条第一項の規定その他の政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いすれかの事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得事業年度」という。）の所得の金額のうちに占める震災欠損事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2-7 同上

（連結法人の震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）

第二十三条 連結親法人の平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間に終了する各連結事業年度又は平成二十三年三月十一日から同年九月十日までの間に終了する法人税法第八十一条の二十第一項に規定する期間（当該期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した連結中間申告書（以下この条及び次条において「仮決算の連結中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間に限る。以下この条において「中間期間」という。）において生じた繰戻対象震災損失金額（当該各連結事業年度又は中間期間において生じた同法第八十一条の二十二第一項第一号又は第八十一条の二十第一項第一号に掲げる連結欠損金額のうち、当該連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係がある各連結子法人の東日本大震災により第十五条第一項に規定する棚卸資産等について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額（仮決算の連結中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該連結親法人は、当該各連結事業年度に係る連結確定申告書又は当該中間期間に係る仮決算の連結中間申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署

長に対し、当該繰戻対象震災損失金額に係る連結事業年度又は中間期間（以下この項及び第三項において「震災欠損連結事業年度」という。）開始の日前二年以内に開始したいずれかの連結事業年度の連結所得に対する法人税の額（国税通則第二条第四号に規定する附帯税の額を除くものとし、法人税法第八十一条の十四から第八十一条の十七までの規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とし、租税特別措置法第六十八条の九第十一項（同法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の六十七第一項、第六十八条の六十八第一項若しくは第八項又は第六十八条の六十九第一項の規定その他政令で定める規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。以下この項及び次項において同じ。）に、当該いずれかの連結事業年度（以下第三項までにおいて「還付所得連結事業年度」という。）の連結所得の金額のうちに占める震災欠損連結事業年度の繰戻対象震災損失金額（この条の規定により他の還付所得連結事業年度の連結所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2-7 省略

（国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十五条 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日から施行する。

（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一一部改正）

2-7 同上

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の公布の日から施行する。

（所得税法等の一部を改正する法律の一一部改正）

第二条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第百四条の次に次の一条を加える。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百四条の二 省略

(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(一部改正))

第九十六条 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附 則

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第四十九条 省略

2・3 省略

4 平成二十五年一月一日から同年十二月三十一日までの間における新租税特別措

置法第四十二条の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等を」とあるのは「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書(以下この条において「調書等」と)を」と、「第三十七条の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、「同条第三項中」「第三十七条の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十四第十七項から第二十一項まで、第四十一条の十二第二十四項」とあるのは「第四十一条の十二第二十四項」とする。

(預金保険法の一部改正)

第九十七条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第百六十八条の次に次の一条を加える。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第一百六十八条の二 同上

附 則

(支払調書等の提出の特例に関する経過措置)

第四十九条 同上

2・3 同上

4 平成二十四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間における新租

税特別措置法第四十二条の二の二第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「調書等を」とあるのは「第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第二十九条の三第四項若しくは第五項、第三十七条の十一の三第七項又は第四十一条の十二第二十一項若しくは第二十二項の規定により提出するこれらの規定に規定する調書及び報告書(以下この条において「調書等」と)を」と、「第三十七条の十四第十五項若しくは」とあるのは「若しくは」と、「同条第三項中」「第三十七条の十四第十五項又は」とあるのは「又は」と、「第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項」とあるのは「第四十一条の十二第二十四項」とする。

附 則

(課税の特例)

第二十二条 省略
2 省略

(課税の特例)
第二十二条 同上
2 同上

3| 前条第三項の規定による繰入れが行われた場合における債権処理会社について
は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）附則第二
十三条第二項各号に掲げる事実が生じた法人とみなして、同項の規定を適用する
。この場合において、同項中「当該各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定
める日」とあるのは、「特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関す
る特別措置法（平成八年法律第九十三号）第十二条第二号の承認の日以後十五年
を経過する日」とする。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第九十八条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八
号）の一部を次のように改正する。

第五十五条 削除

第九十九条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十二年法律第二百三十
一号）の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第五十五条 承認経営革新計画に従つて経営革新のための事業を行おうとする中小企
業者が、当該承認経営革新計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置につ
いては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものと
する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三
条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の
日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次
項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第
二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という
。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「九
年以内に開始した」とあるのは「に開始した」と、「所得の金額の百分の八十に
相当する金額」とあるのは「所得の金額」として、同項の規定を適用する。

(課税の特例)

第五十八条 機構が、各事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三
条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この条において同じ。）終了の
日において青色申告書（同法第二条第三十七号に規定する青色申告書をいう。次
項において同じ。）を提出する法人である場合において、当該事業年度の同法第
二条第十九号に規定する欠損金額（以下この条において「特例欠損金額」という
。）があるときは、当該特例欠損金額については、同法第五十七条第一項中「七
年以内に開始した」とあるのは「に開始した」として、同項の規定を適用する。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第一百条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例)

第六十六条 省略**254** 省略

5 特定中小企業者及び特定組合等が単独で又は共同で行おうとする特定業種に属する事業に係る経営革新についての中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

省略	省略
省略	省略
省略	省略

(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例)

第六十六条 同上**254** 同上**5** 同上

同上	同上	第十五条第一項		同上	同上
同上	同上	機械及び装置	中小企業者	同上	同上
同上	同上	附属設備	特定中小企業者	機械及び装置、器具及び備品並びに建物及びその	—

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第一百一条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平)

成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

(課税の特例)

第十一條 認定地域産業資源活用事業を行おうとする中小企業者であつて、当該認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第一一十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第一百一一条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条 削除

第一百二十三条 関税定率法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

(関税法の一部改正)

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

(関税法の一部改正)

第三条 同上

(関税法の一部改正)

第一百五条第一項第一号中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)」を削り、「呈示させ」を「提示させ」に改め、同項第二号中「次条」を「第一百五条の三」に改め、同

第十四条 認定農商工等連携事業を実施しようとする中小企業者であつて、当該認定農商工等連携事業に係る新商品又は新役務の需要の開拓の程度が経済産業大臣の定める基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものが、当該認定農商工等連携事業計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第一一十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

項第三号中「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改め、同項第六号中「第八条第一項」の下に「(不当廉完関税)」を、「関係者」の下に「(次項において「輸入者等」という。)」を加え、「又は」を削り、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に對して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

第一百五条の二を第一百五条の三とし、第一百五条の次に次の二条を加える。

(輸入者に対する調査の事前通知等)

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九(第三項を除く。)から第七十四条の十(第四項及び第五項を除く。)まで(納稅義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続)の規定は、税関長が、

税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国 税通則法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項 國税局長若しくは税務署長又は税関長をいう。(以下第七十四条の十一(調査の終了の際の手続)までにおいて同じ。)	税関長	

項第三号中「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改め、同項第六号中「第八条第一項」の下に「(不当廉完關税)」を、「関係者」の下に「(次項及び次条において「輸入者等」という。)」を加え、「又は」を削り、「検査する」を「検査し、又は当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「且つ」を「かつ」に「呈示し」を「提示し」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 税関職員は、前項第六号の規定により輸入者等に對して物件の提出を求めた場合において必要があるときは、その求めに応じて当該輸入者等から提出された物件を留め置くことができる。

第一百五条の二を第一百五条の三とし、第一百五条の次に次の二条を加える。

(輸入者等に対する調査の事前通知等)

第一百五条の二 国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に關する法律第七十四条の九(第四項を除く。)から第七十四条の十一(第六項及び第七項を除く。)まで(納稅義務者等に対する調査の事前通知等・事前通知をしない場合の書面の交付・調査の終了通知)の規定は、税関長が、税関職員に輸入者等に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国 税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に關する法律の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十四条の九第一項 國税局長等(國税廳長官、税務署長又は税關長をいう。以下第七十四条の十一(調査の終了の際の手續)までにおいて同じ。)	税關長	

九第一項

第七十四条の
十一第六項

期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	輸入者
第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）	関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出

合む。以下の条において同じ。）

納税義務者

納税義務者（第七十四条の九第四項第一号（納税義務者等に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）

輸入者

第七十四条の
十一第五項

第七十四条の 十一第五項	納税義務者	税務署長等	納税申告書	期限後申告	納税義務者	納税義務者	国税	輸入者						
期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者
関税法第七条の四第二項に規定する期限後特例申告書の提出	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者	輸入者

(関税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 省略

2 省略

五 省略
第五号に規定する日

(関税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 同上

五 同上

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省略

三 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輸徴法第二十条の改正規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第一百五条の改正規定(「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。)、同法第一百五条の二を同法第一百五条の三とする改正規定、同法第一百五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十四条の二の改正規定(同条第十号の次に一号を加える部分に限る。)及び同法第一百十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条

第七十四条の二から第七十 一一第八項	第七十四条の二から第七十 四条の六まで (当該職員の 質問検査権)	関税法第百五条第一項第六 号 (税関職員の権限)
納税義務者	輸入者	

附則
(施行期日)
第一条 同上

一・二 同上

三 第三条中関税法第七条の十五の改正規定、同法第十三条の改正規定及び同法第十四条から第十四条の三までの改正規定並びに附則第八条中輸徴法第二十条の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日

四 第三条中関税法第八十八条の二の改正規定、同法第一百五条の改正規定(「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。)」を削る部分、「呈示させ」を「提示させ」に改める部分及び「第六十七条の十一第三項」を「第六十七条の四第三項」に改める部分を除く。)、同法第一百五条の二を同法第一百五条の三とする改正規定、同法第一百五条の次に一条を加える改正規定、同法第一百十四条の二の改正規定(同条第十号の次に一号を加える部分に限る。)及び同法第一百十六条の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条中地位協定臨特法第十条の改正規定及び附則第七条の規定 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)附則第一条第三号に規定する日

3 新関税法第百五条第一項第六号の規定は、前条第四号に定める日以後に同項第六号に規定する輸入者等（以下この項において「輸入者等」という。）に対して

行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該輸入者等に対して当該調査に係る旧関税法第百五条第一項第六号の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を除く。）について適用し、同

日前に旧関税法第百五条第一項第六号に掲げる者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るもの）を除く。）について適用する。

4 省略

5 新関税法第百五条の二の規定は、前条第四号に定める日以後に輸入者等に対しても行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るもの）を除く。）について適用する。

第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第九十条の四第一項第二号中「第二七一〇・一一号の一の〔〕のC」を「第二七一〇・一二号の一の〔〕のC又は第二七一〇・一〇号の一の〔〕のC」に改め、同項第三号中「第二七一〇・一一号の一の〔〕のBの〔〕」を「第二七一〇・一九号の〔〕のBの〔〕」を「第二七一〇・一二号の〔〕のBの〔〕、第二七一〇・一九号の〔〕のBの〔〕」に、「第二七一〇・一一号の一の〔〕若しくは第二七一〇・一〇号の一の〔〕のBの〔〕」に、「第二七一〇・一一号の一の〔〕若しくは第二七一〇・一九号の一の〔〕」を「第二七一〇・一二号の一の〔〕、第二七一〇・一九号の一の〔〕若しくは第二七一〇・一〇号の一の〔〕」に改め、同項第四号中「第二七一〇・一九号の一の〔〕のAの〔〕」の下に「又は第二七一〇・一〇号の一の〔〕」を加える。

第九十条の五第一項中「第二七一〇・一九号の一の〔〕」の下に「若しくは第二七一〇・一〇号の一の〔〕」を加える。

第九十条の六第一項中「第二七一〇・一九号の一の〔〕のA」の下に「又は第二

3 新関税法第百五条第一項第六号の規定は、前条第四号に定める日以後に同項第六号に規定する輸入者等（以下この項及び第五項において「輸入者等」という。）に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（同日前から引き続き行われている調査（同日前に当該輸入者等に対して当該調査に係る旧関税法第百五条第一項第六号の規定による質問又は検査を行っていたものに限る。以下この項及び第五項において「経過措置調査」という。）に係るもの）を除く。）について

適用し、同日前に旧関税法第百五条第一項第六号に掲げる者に対して行った質問又は検査（経過措置調査に係るもの）を除く。）について適用する。

4 同上

5 新関税法第百五条の二の規定は、前条第四号に定める日以後に輸入者等に対して行う質問、検査又は提示若しくは提出の要求（経過措置調査に係るもの）を除く。）について適用する。

第十条 同上

第九十条の三の四第一項中「別表第二七一〇・一九号の一の〔〕」の下に「若しくは第二七一〇・一〇号の一の〔〕」を加え、「第二七一〇・一一号及び第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・一九号」に改め、同項の表の第一号の中欄中「第二七一〇・一一号の一の〔〕又は第二七一〇・一九号の一の〔〕」を「第二七一〇・一一号の一の〔〕、第二七一〇・一九号の一の〔〕又は第二七一〇・一〇号の一の〔〕」に改め、「第二七一〇・一九号の一の〔〕」の下に「又は第二七一〇・一〇号の一の〔〕」を加える。

同上

同上

七一〇・一〇号の一の四のA」を加える。

第九十条の六の二第一項中「第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号」を「第二七一〇・一一号、第二七一〇・一九号若しくは第二七一〇・一一〇号」に改め、「第二七一〇・一九号の一のII」の下に「又は第二七一〇・一一〇号の一の四」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第一百四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(納税環境の整備に向けた検討)

第一百六条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行ふものとする。

同上